

厚生環境委員会会議録

I 日 時 令和 7 年 6 月 9 日 (月)

午後 1 時 28 分開会

午後 3 時 45 分休憩

午後 3 時 50 分開議

午後 4 時 15 分閉会

II 場 所 第 3 委員会室

III 出席委員

委員長	藤井 大輔
副委員長	横田 誠二
委員	針山 健史
〃	亀山 彰
〃	川島 国
〃	瘡師富士夫
〃	五十嵐 務
〃	菅沢 裕明

IV 出席説明者

生活環境文化部

生活環境文化部長 竹内 延和

理事・生活環境文化部次長

林 里香

生活環境文化部次長 林原 泰彦

生活環境文化部次長 中島 浩薫

参事・スポーツ振興課長

新保 暢

参事・環境政策課長 九澤 和英

参事・環境保全課長 吉森 信和

県民生活課長・県民生活課課長

(水雪土地対策担当) 熊本 誠

県民生活課課長（くらし安全担当）

山田 実功

文化振興室長・文化振興室文化政策課長

杉原 英樹

文化振興室芸術振興課長

岡田 昌子

スポーツ振興課課長（富山マラソン推進担当）

堺 広光

スポーツ振興課課長（スポーツ環境等充実担当）

野中 順史

環境政策課課長（廃棄物対策担当）

森 友子

自然保護課長

朝山 弘康

厚生部

厚生部長

有賀 玲子

こども家庭支援監

川西 直司

理事・厚生部次長

式庄 寿人

厚生部次長（健康対策室長）

守田 万寿夫

参事・医務課長

小倉 憲一

参事・こどもの心のケア推進担当

加納 紅代

参事・健康対策室健康課長

利田 智恵

参事・くすり振興課長

竹内 大輔

厚生企画課長

橋本 桂芳

厚生企画課課長（医療保険担当）

牧野 尚恵

高齢福祉課長

勝山 誠司郎

高齢福祉課課長（地域包括ケア推進担当）

若林 勇人

こども家庭室長・こども政策課長

池田 佳美

こども家庭室子育て支援課長

伊東 一彦

こども家庭室こども未来課長

そう川 さおり

こども家庭室課長（児童相談所等機能強化推進担当）

稲垣 岳彦

障害福祉課長 河尻 茂明

医務課課長（医療政策担当）

岩村 耕二

医務課課長（医師・看護職員確保対策担当）

中村 真由美

健康対策室感染症・疾病対策課長

川辺 秀一

生活衛生課長 清水 治

薬事指導課長 笹島 厚美

くすり振興課課長（くすりコンソーシアム推進担当）

井口 真由美

V 会議に付した事件

- 1 閉会中継続審査事件について
- 2 陳情の審査
- 3 その他

VI 議事の経過概要

- 1 閉会中継続審査事件について

(1) 説明事項

竹内生活環境文化部長

- ・ 6月定例会付議予定案件について

有賀厚生部長

- ・ 6 月定例会付議予定案件について

(2) 質疑・応答

藤井委員長 6 月定例会付議予定案件の内容については、定例会の付託委員会で十分審査をお願いすることになりますが、今ほどの説明において計数等に特に御不審の点がありましたら御発言願います。——ないようでありますので、以上で 6 月定例会付議予定案件の説明を終わります。

(3) 報告事項

新保スポーツ振興課長

- ・ 富山県スポーツ推進プランの概要について

野中スポーツ振興課課長（スポーツ環境等充実担当）

- ・ 富山県スポーツコミッションの発足について

朝山自然保護課長

- ・ ツキノワグマによる人身被害の発生、出没警報の発令及び緊急対策会議の開催について

資料配付のみ

スポーツ振興課

- ・ 「富山マラソン 2025」の開催準備状況について

環境政策課

- ・ とやま省エネ家電購入応援キャンペーン第 3 弾の実施について
- ・ 環境の状況及び施策に関する報告書（令和 7 年版）について

厚生企画課

- ・ 富山県総合福祉会館（サンシップとやま）の復旧計画等について

障害福祉課

- ・ 令和 6 年度病院事業会計（リハビリテーション病院・こども支援センター）決算について

医務課

- ・令和6年度病院事業会計（県立中央病院）決算について

(4) 質疑・応答

針山委員

- ・生活関連物資の価格調査について
- ・令和6年能登半島地震における公費解体について

川島委員

- ・富山県スポーツコミッションの今後の活用について
- ・医療・福祉人材の確保について
- ・災害に強く安心安全な水道事業について

瘡師委員

- ・「こども誰でも通園制度」と保育人材の確保育成について

菅沢委員

- ・公費解体について
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの決算について

五十嵐委員

- ・県立中央病院の令和6年度決算について

横田委員

- ・富山マラソンについて

藤井委員長 報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

針山委員 私から、大きく2問質問させていただきたいと思います。

最近、本当に物価が高騰しているということで、皆さんの生活も大変に苦しいとまではいかないかもしれませんが、

厳しいところもあると聞いております。

県では、毎月県内の生活関連物資の価格調査を実施されて、県民に対して県内の物価の動向とか、物価の監視を行うとともに、消費者への情報提供を行っておると思っております。

先日、私も調査を見ておりました。最新の調査は令和7年度5月です。20品目にわたり20名の方が20店舗のスーパーマーケットで調査するということではありますが、令和7年度5月は、例えばお米が5キロで4,715円といった調査も出ています。1年前と比べると13品目の物価が上昇していますし、3年前と比べると17品目が上昇しているということでした。

この物価の動向が県民生活にどのように影響を与えているのか、また、どのように考えておられるのか、山田県民生活課課長にお尋ねいたします。

山田県民生活課課長 県では、「富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」に基づき、価格の動向等について情報収集し、県民に情報提供を行っているところです。

ただいま委員から御紹介のありましたとおり、具体的には米、食パン、牛肉等の食糧品16品目、そしてトイレットペーパー等の日用品4品目、合計20品目について価格調査を実施し、各品目の価格の平均値を県のホームページで公表しています。

県が調査している20品目につきまして、先ほど御紹介のありましたとおり、先月5月の価格と1年前、令和6年5月の価格を比較すると、価格が上がったもの、価格が下がったものが混在している結果となっています。

これら20品目、全ての価格上昇率の平均値を計算すると、10.4%の上昇となっています。特に米の価格が高騰しております。県産コシヒカリ5キロの平均価格は、令和6年5

月時点で2,340円でした。これが10月に入りまして、3,000円台で推移しており、5月時点で4,715円まで上昇したところです。

米をはじめ、多くの生活関連物資について価格上昇の傾向があることから、今後も県民の家計への負担増加が懸念されるところです。

引き続き、物価上昇が続くようでしたら、必要に応じてくらしのアドバイザー等による調査を実施し、家計の負担感などの把握に努めてまいりたいと考えております。

針山委員 一番聞きたかった米にも触れていただきました。

今の米の高騰については、富山県だけではなくて全国的な話であります。お米の価格高騰について質問をしたいと思ったら、基本的には農林水産部の対応だと聞いておりますけれども、県民生活課も調査をしている部署でありますし、農林水産部と米の価格の高騰について、原因の究明であったり、米の価格高騰の解消と言えいいんですかね、その上昇を抑えるような何か協力とか、何か連携していることがあるのかお聞かせください。

山田県民生活課課長 条例第25条は、「生活関連物資の円滑な流通又は価格の安定を図るため必要があると認めるときは、生活関連業者等に対し、当該生活関連物資の供給又は供給のあつせんを要請するものとする」と定められているところです。

また、同条例の第28条におきまして、「指定物資を供給する生活関連業者が当該指定物資を買占め若しくは売惜しみにより多量に保有し、又は著しく不当な価格で供給していると認めるときは、当該生活関連業者に対し、当該指定物資の売渡し又は価格の引下げを指導し、又は勧告することができる」と定められております。

現在、国において米価格高騰に係る関係閣僚会議が開か

れ、報道によれば、米の価格高騰の原因や対応の検証、その検証を踏まえた短期と中長期の対応策の検討に取り組む予定であると承知しているところです。

県としては、国の対応を注視しつつ、米をはじめとする生活関連物資の価格調査を実施し、県民に対し迅速かつ適切な情報提供に努めるとともに、便乗値上げ、それから悪質商法等の相談について県消費生活センター等でしっかり対応してまいります。また、先ほど委員がおっしゃったとおり、農林水産部とも協力して、米価格の動向を注視し、対応してまいりたいと思っております。

針山委員 聞き漏らしていたらすみません。

結局この米価格については、いわゆる事業者団体等に何かを要請されたり、指導されたり、何か勧告されたということでもいいですかね。

山田県民生活課課長 現在のところ、事業者への指導等は行っておりません。

針山委員 富山県だけの問題ではありませんけれども、生活に関わる大事なところだと思っています。備蓄米などのデータを全国的に見ておりますと、富山県はまだほかと比べると低いほうなのかもしれませんけれども、ぜひ注視していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、令和6年元日に発生いたしました能登半島地震における公費解体についてお尋ねしたいと思います。

この質問に関しましては、後ほど菅沢委員からも質問があると聞いております。菅沢委員の負担が減るような質問になればいいなと思っております。

先月30日に開催されました県の復旧・復興本部員会議において、令和7年4月末時点で、公費解体の申請件数1,549棟のうち約4割の665棟の解体が終了したと公表されております。

私の地元が高岡市ですけれども、公費解体が進むと本当にまちの中が寂しく、また残念な姿になっているわけですが、進むべきものは進んでいかないと、また新しいステージへ進んでいかないとということもあります。スムーズな対応をしていただきたいとも思っております。また、自費解体の場合はお金が入ってくるまですごい時間がかかるということも聞いていますけれども、この公費解体、申請の棟数がどれぐらいの期間で完了できるのかというスケジュール感、そして今進められていない部分、遅れがあるという部分について、何が問題になっているのか、森環境政策課課長にお尋ねをいたします。

森環境政策課課長 公費解体の全体的なスケジュールを御紹介しますと、県の災害廃棄物処理実行計画ですとか、各市が策定しております復旧・復興ロードマップによって示されているところです。これによりますと、小矢部市は今年度上期までに公費解体を、射水市は今年9月末までに、高岡市は今年秋頃までに、富山市、氷見市は今年度末までにそれぞれ災害廃棄物の処理まで終了する目標とされております。

こうした中、4月末時点での公費解体の進捗ですけれども、解体業者の確保によりまして、発注作業は71%と一定程度進捗しているのかなと思っておりますが、解体が終了したものにつきましては43%となっておりまして、特に解体棟数の多い氷見市ですとか高岡市においては、一層の加速化が必要であると考えております。

公費解体を進めるに当たっての課題といたしましては、家財の搬出が進まないですとか、転居先がなかなか決まらない、申請者が遠方に住んでいて立会いの調整が進まないなど、様々な要因で解体に着手できないというような状況がございます。

そのため、県では氷見市、高岡市とともに、国や民間事業者等も含めまして、関係者連絡会議を毎月開催いたしまして、こうした課題の把握ですとか、情報共有を図りながら解決策の検討を進めているところです。

特に、ボトルネックとなっております申請者の解体前の準備手続といった作業については、工事着手前の必要な手続をリスト化したチラシを県も協力して作成し、皆様に配布をするとともに、転居先の情報提供ですとか、片づけボランティアの確保などにも今努めておるところでございます。

県といたしましては、目標達成のため、今後も公費解体の加速化に向けて市町村のニーズも伺いながら、支援に努めてまいりたいと考えております。

針山委員 準備手続に時間がかかるというような話だったと思うんですが、それは、行政内部での書類の審査や決定までに時間がかかっているということではないのですか。

森環境政策課課長 申請を市町村で受け取りはしておりますけれども、その後の引っ越しを実際していただくとか、荷物を出していただくとか、解体業者といった様々な人と打合せをしていただく、そういうような解体に向けての準備がなかなか進んでいないと。行政の手続というよりは、そういう個別の事情のところでございます。

針山委員 分かりました。この後は、また菅沢委員にお任せすることにしまして、申請された方がスムーズに完了されるよう、また県としても協力いただきたいと思います。

川島委員 まず、通告の質問に入る前に、報告のあったスポーツコミッションについてお伺いしたいと思います。

もう5月から運営されておられるということでした。プロスポーツ団体は入場料や集客によって運営されているわけですが、なかなか厳しいという声がある中で、こういっ

たスポーツコミッションを形成することで、いろいろな経済界、大学等ともコラボ、リンクして、できればプロスポーツ団体への恩恵があるように運営をお願いしたいなと思っております。

さて、6月11日、アルペンスタジアムにおいて、富山GRNサンダーバーズ対阪神ファームのビッグイベントが行われるということで、後援会長の新田知事も恐らく応援に行かれるのかなと思うわけですが、聞くところによると1,300人ぐらいの規模で動員がないと、今後の招待もままならないんじゃないかということを球団関係者からも伺っております。

そういった意味で、もう明後日でありますけれども、できればこういう情報ネットワークを活用して大学や商工会にも情報発信するなど、ぜひこのスポーツコミッションを活用してプロ団体の今後につながるようなイベントにぜひ応援、寄与してほしいなと思うわけですが、現状何か取り組んでおられることがあるのか、今後どんなような取組を考えておられるのかお伺いしたいと思います。

野中スポーツ振興課課長 今ほど委員から御紹介がございましたサンダーバーズさんのファームの試合等を含めまして、プロスポーツチーム、またトップスポーツチームも含めまして参加団体に入っております。

御案内のとおり、経済界や大学、あと観光団体にも御加盟いただいております。今回の試合の情報も頂きまして、小・中学生については今回無料というお計らいを含めまして、コミッションの参加団体の皆様にこの試合の御案内を幅広くさせていただいたところです。

また、観光団体にも情報を御提供したところ、「とやま観光ナビ」でも情報発信をしていただけることになりました。さらにこういった情報を大学も含めまして、幅広い方

にどんどん見ていただけるように、このコミッションを生かして取り組んでまいりたいと思っております。

川島委員 早速コミッションの活用を図っていただいているということで、感謝したいと思えます。

事務局には地域おこし協力隊員がいるということでした。ぜひ地域おこし協力隊のネットワークも活用して幅広く相乗効果が得られるようお願いしたいなと思えます。

それでは、通告に基づいて質問してまいりたいと思えますが、医療・福祉人材の確保についてであります。これは瘡師委員からも質問があるかと思えますけれども、とにかく人材確保にどの業界、分野も物すごく危機感を持っておりまして、特に建設業界は有効求人倍率10倍以上ということで、人を確保することが難しくなっている現状があります。

当委員会の所管においては、介護事業者が人材の確保ができずに倒産されておるというニュースも飛び交う中があります。また、保育業界など、多くの業界で人材確保について頭を悩ませておられると思えます。

ただ、予算も含めて限られたリソースを、どのように優先的にこの人材確保対策に充当していくのか。これも非常に気になるところでありまして、人材不足の状況を業界別にどのように捉えられておられるのか、そして優先的に人材確保対策を図っていくべきは、どのような業界分野の人材と捉えているのか、その見解を橋本厚生企画課長にお伺いいたします。

橋本厚生企画課長 医療福祉分野では、多様な職種・人材が活躍されておりますが、例えば看護職員につきましては、年々増加傾向にあるものの、職域が福祉施設や在宅看護へと拡大しており、地域のニーズに応じた医療を提供するため、さらなる増加が必要であること、また、介護職員につ

きましては、令和5年度の需要見込みが約2万500人であるのに対し、職員数は約1万8,900人とどまっているほか、有効求人倍率が4倍程度と高い水準が続いていること、さらに、保育士につきましては、3歳未満児の入所割合の増加など、少子化の中でも保育ニーズが減少していない一方で、直近の有効求人倍率が3倍を超えることなどから、人材確保が喫緊の課題となっているところでございます。

厚生部としましては、特定の分野における優先的な人材確保対策を図っていくのではなく、全ての分野においてこれまで以上に人材確保を進める必要があると考えております。

県では、今年度、知事を本部長としました富山県人材確保・活躍推進本部を立ち上げ、医療、福祉人材を含む県全体の人材確保策等を議論しているところであり、今後この会議での議論を踏まえ、迅速かつ効果的な人材確保策を検討してまいりたいと考えております。

川島委員 事前にその辺りのデータも頂いておりますが、特に介護の関連は有効求人倍率が4倍という高止まりでありまして、保健師、助産師、看護師さんにおいても、令和6年度においては2.5倍ですね。人材を確保するのに非常に窮しているという状況であります。

これは本当に、どこに焦点をおいてどうやっていくのか、具体的な対策が必要だと思いますので、ぜひしっかりとデータを取りながら進めていただきたいなと思います。

この人材確保の中でも特に保育人材について議論してみたいなと思います。この保育人材においても、先ほどありましたが、有効求人倍率の全国平均は3.78倍、令和6年度1月時点ではありますが、富山県においてもあまり変わらず3.6倍ということでありまして、これだけ少子化の中にあつて保育ニーズが落ちずに保育士が足りないという状況で

あります。

こういう状況の中で、各県内保育園さんは非常に疲弊しているわけでありますけれども、自治体の中ではいろいろな取組がなされてきております。

ここで参考資料の配付をお願いいたします。

藤井委員長 許可いたします。

川島委員 これは、昨年から高岡市が保育士人材確保対策ということで、新規で打ち出しました保育士就労支援事業であります。最高で1人当たり50万円の補助金を出して、何とか県外からでも保育士を確保したいということで取り組んでおられます。1年の実績としては、就労奨励金で26人、うち1人が新潟県の方であります。この支援事業を活用して保育士に就労されております。県外から1人ではあります。取組が功を奏して高岡市で保育士になって頑張っていこうという人が増えています。

このような、これまではあまり考えにくかった就労支援という政策に、人材確保のためいろいろな自治体が今取り組んできている中で、私はやはり県内15市町村で、こういう高岡市の例を取って県全体でぜひやるべきだと思います。今県としても頭を抱えているこの保育士確保という意味では、こういった市町村の人材確保政策に県として応援していくべきだと思います。高岡市の1年間の事業成果では、新潟県から1人ですが、富山県全体としてこの政策を相乗的にしっかり押し出すことで、首都圏からも保育士として富山県に移住してくれるのではなかろうかと思うわけであります。

このような観点から、ぜひこの市町村が頑張るこの人材確保策に、相乗効果を得られるよう県としても応援していくことについて、伊東子育て支援課長に見解をお伺いしたいなと思います。

伊東子育て支援課長 手厚い保育士の配置が必要な3歳未満児の保育所入所割合の増加ですとか、病児・病後児保育等の特別保育のニーズの増加、さらに今年度からの「こども誰でも通園制度」の実施などによりまして、少子化の中でも保育のニーズは減少していないという状況でございます。

このため、県では公定価格の引上げによる処遇改善のほか、保育士・保育所支援センターにおける職場復帰への支援や保育補助者の雇用経費の支援、それから養成校の学生への就学資金貸付けや保育士の活動などを伝える情報レターの送付、高校生に保育士の魅力を伝える保育士体験バスツアーの実施など様々な施策に取り組んでまいりました。

この結果、県内の保育所等における保育士の数は、近年5,700人から5,800人前後を維持するなど、職員配置基準に必要な保育士数を確保しておりまして、一定の成果があったものと考えております。

しかしながら、県内におけます保育士の有効求人倍率は、先ほど委員御紹介もありましたが、3倍を超える高水準が続いているということから、今年度新たに養成校に通う学生を対象に就職活動に係る費用を貸し付ける就職活動準備金を創設したところです。引き続き総合的な保育人材確保対策に、積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

なお、委員御指摘のとおり、高岡市で実施されている保育士等就労助成金など市町村が独自に実施しておられる取組もあることから、こういった施策の効果について伺ってまいるとともに、有効な施策については、今後横展開するなど検討してまいります。

川島委員 ぜひ検討していただいて、やはり効果がある市町村の取組はしっかり捉えて、相乗的に行うことでそれぞれの負担も少なくなるわけでありまして、最少の予算で最大

の効果を挙げるといふ、そういう視点でぜひこういうことができない小さな市町村の立場にもなって、県にはしっかり応援していただきたいなと思うので、研究のほどよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

災害に強く安心安全な水道事業についてということですが、能登半島地震を受けて水道事業者は水道施設の耐震化計画を策定しているわけですが、計画の推進に当たっての現在の課題と国からの財政的な支援、働きかけも含めた今後の取組について、清水生活衛生課長にお伺いしたいと思います。

清水生活衛生課長 能登半島地震では、取水施設や浄水施設、下水処理場など機能が失われると上下水道が止まる急所施設や病院、避難所などの重要施設に接続する管路等について耐震化の重要性が改めて明らかになりました。

このため、水道事業者などは、国土交通省からの要請により令和7年度から5年程度の上下水道耐震化計画を策定し、急所施設や重要施設への管路の耐震化を優先的に推進していくこととしており、国土交通省は支援制度を拡充したところであります。

水道事業者である県内市町村からは、「計画の推進に当たり、水道事業は独立採算を求められており、増大する施設の耐震化に係る費用を賄うため、水道料金の見直しなどによる財政基盤の強化が必要である。」また、「国の支援制度を活用したいが、採択基準として水道料金が全国平均以上といったハードルの高い補助メニューがあり、要件を満たすことが難しく、申請できない。」さらに、「経験豊富な技術職員の退職後、新たな採用が難しく人員が不足している。」といった課題があると聞いております。

水道事業に係る財政基盤の強化や人員体制の確保につい

ては、事業の広域化が有効な方策であることから、地方公営企業法を所管する総務省等からその推進が求められており、県においては、令和５年３月策定の水道広域化推進プランに基づき、各地域の水道事業者による検討会などを通じて助言しているところでございます。

また、国の支援制度については、採択基準の緩和のほか、補助率の引上げや必要な予算の確保を要望しているところであります。

引き続き、市町村における経営見通しを踏まえた計画的、集中的な耐震化が進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

川島委員 本当に水道行政は複雑でありまして、今回質問するに当たって難しいなと思って調べておりましたが、特に企業局が所管する急所施設までの区間であったり、そこから重要施設までは市町村管轄であったり、この予算の面においても、例えば今、国土強靱化の加速化、５か年予算の延長期間に入りますが、そこでどれだけこのライフラインである水道にかけられるのか、こういったこともしっかり水道行政として当然求めていかなければならないと思いますし、ぜひそこは課長にお願いしたいなと思うところであります。

そんな中で、水道の種類が７種類あることを初めて知りました。私も勉強不足でありましたが、１００世帯未満の集落で運営する水道管というものがあります。行政が把握していない水道管が県内にどれだけ張り巡らされているのかについては、実は調べても分かりませんでした。

これは市町村、自治体に伺っても分からなかったわけですが、実際能登半島地震の影響でその管が破裂して県道に水があふれて、ややもすれば把握している水道管、県道の復旧・復興に支障をきたしているという状況があり

ました。

せめてこういった地域で運用、管理、運営している水道管がいかほどあるものなのか、どこまで張り巡らされているのか。一たび地震や大規模災害が起きたときに、正規の復旧・復興に大きな支障を与える危険性がありますので、少し時間はかかるかもしれませんが、市町村、自治体にも照会をかけながら、一度そういった水道法に係らない水道管の安否、危険性といった実態把握に努めるべきと考えるわけではありますが、清水課長の見解をお願いいたします。

清水生活衛生課長 先ほど委員から世帯と発言がございましたが、水道法上は給水人口で整理しております。給水人口が101人以上の水道事業は、原則として市町村が経営することとされております。

一方、給水人口100人以下の小規模な水道は、多くは自治会などが豊富な地下水を利用し設置したものであり、水道法の規定は適用されず、施設の維持管理は当該自治会などが設置者として計画的に行うことになります。

このような小規模な水道については、水道法上、設置の届出といった仕組みがなく、設置者からの自主的な申出がなければ、市町村は把握できない状況にあります。

水道法を所管する国土交通省では、小規模な水道に係る管理体制を充実し、供給される水の安全確保を図る手法として、地域の実情に応じ、近隣の水道事業との統合管理を検討するなど、水道法適用施設に準じた管理を行うことを示すとともに、統合する市町村に対して補助メニューを設けるなど、その推進を図っているところでございます。

維持管理面、経営面などで脆弱性を有する小規模な水道の実態把握と基盤強化を図るため、県としましては、市町村に対し、例えば自治会などに対して施設の状況等を自主

的に申し出るよう呼びかけ、今後の管理運営について協議するよう働きかけるとともに、市町村の公営事業を所管する地方創生局などの関係部局とも協力して、市町村からの個別具体的な相談に対して適切な助言、指導を行うなど市町村との連携に努めたいと考えております。

川島委員 高岡市内でそういった管理、運営をしている組合があるわけですがけれども、高齢化でそれこそいつこれを廃止するかということを毎年協議されていると聞いております。ぜひ水道行政側からもそういう促しであったりとか、今後災害があったときに非常に危険なんだということを注意喚起いただいて、そうした水道管の把握をぜひできるようにしていただければなとお願いを申し上げて、私の質問を閉じさせていただきます。

瘡師委員 それでは、私から「こども誰でも通園制度」と保育人材の確保育成について淡々と質問をしてまいりたいと思います。

先ほどからのお話のように、少子化が進む中にありましても、家庭環境の変化や、ライフスタイルの変化といったところで、保育ニーズというのはずっと高まってきておるわけであります。

その中にありまして、保護者の就労や子育ての状況にかかわらず、3歳未満の未就園児が保育所に月一定期間利用できる「こども誰でも通園制度」が来年度から全国の自治体において本格的に開始されるわけであります。

この制度は、保護者への支援を主眼とする一時預かり事業とは異なりまして、子供の成長を促すという目的があります。保護者のライフスタイルに関わらない支援制度として、保護者からは大変期待の声も上がっておるわけですが、その一方で、保育現場では保育士の負担増、既存の在園児とどう関わっていくかとか、あるいは保護者との

信頼関係の構築の難しさなど懸念の声も上がっておるわけであります。

保育事業は市町村の事業ではありますが、県としてこの「こども誰でも通園制度」の有効性をどのように認識し、制度本格実施に向け、県内市町村に対しどのような支援に取り組んでおられるのか、伊東子育て支援課長に伺います。

伊東子育て支援課長 「こども誰でも通園制度」でございますが、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するということを目的に、ゼロ歳6か月から3歳未満の保育所等の未就園児を対象として、今年度は国の補助事業として実施され、来年度、令和8年度から給付制度として全国で実施されることとなっております。

期待される制度の効果といたしましては、年齢の近い子供との関わりにより、社会情緒的な発達に資する豊かな経験をもたらすこと、それから保育士をはじめ、家族以外の人と関わる機会が得られる、そういった効果、意義があると考えております。

また、保護者さんにとりましても、保育士が関わることによりほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながるなどの意義があると考えております。

市町村に対しましては、国の支援制度について周知するほか、全国の実施状況の情報提供ですとか、国の補助事業に取り組む県内の自治体への技術的助言、それから保育士への研修や人材確保の支援などに積極的に取り組んでまいります。

瘡師委員 県からはいろいろと情報提供いただいているようです。ただ、保育所の園長さんレベルでは皆さん御理解いただいておりますけれども、現場の保育士さんに聞いてみますと、非常に不安の声が上がっておるのが実際でございます。やはり一番心配されているのは、保護者と保育士

さんとの連携ですよ、信頼関係、この辺がどうなのかなということですよ。

これは「こどもまんなか」政策の大きい一つのことですけれども、やはり有効にこの事業が機能されることを願っておりますので、ひとつ何か保育士全体に広がるような、そういう助言をまた頂きたいなと思っております。

それで、この令和8年度から新たな制度が始まるわけですが、一時預かり事業と「こども誰でも通園制度」の利用や運営に対して混乱が生じないように、昨年度は全国の希望する自治体の中で試行的事業が実施されました。本県では、先ほど高岡市の就労助成金と、高岡市は保育事業を大変先進的にやられているのかどうか分かりませんが、本県では高岡市が試行的事業に参加されたと聞いております。この試行的事業において高岡市さんではどのような課題があったのか、また、本格実施に向けた他の県内自治体の取組状況について併せて伺いたいと思います。

伊東子育て支援課長 国が昨年度実施した試行的事業に、県内からは高岡市内の1施設が参加しまして、昨年度の途中の11月から開始したところ、延べ140人の児童が利用されたと伺っております。

利用者からは、入園前に少しずつ集団での生活にならすことができよかったですとか、自宅保育のため、他の児童と関わることで本人も楽しんでいる。それから季節の制作など家ではできない体験ができるなど、そういった評価する御意見がある一方で、施設からは通園児童の増加に伴う人材の確保、それから申請業務に伴う事務の負担増、それから適正な補助価格の設定などが課題として挙げられていると伺っております。

県内の自治体の取組状況でございますけれども、今年度引き続き高岡市内の1施設で実施しておりますほか、今後、

今年度3自治体で実施予定と伺っているところです。

県といたしましては、市町村に対しまして円滑な制度実施のため引き続き必要な支援を実施してまいります。

瘡師委員 高岡市の1施設だけなのですね。今ほどあったように、やはり保護者レベルでは割と歓迎の声はあるのですが、保育の現場というのはなかなかすんなりといかないと今受け取りました。各保育所でそれを実施されますと、保育所間で利用度の格差が出てくるのではないかという懸念もあります。そういった場合の保育士の配置の調整は、各市町村でやられるかと思えますけれども、「こども誰でも通園制度」の実施に伴い、人材不足の保育環境をより深刻化させてしまうのではないかという懸念もあります。したがって、保育人材の確保育成については、今後も課題であると考えるものであります。

先ほど川島委員からも質問されたわけですが、やはりこういった人材の確保育成について、県が委託する県社会福祉協議会では、県保育士・保育所支援センターを設置されまして、保育士の就業等に関する相談支援を行っておられます。

また、そのほかにも保育士を目指す学生への就学資金対応や潜在保育士の就職準備に向けた資金対応などの支援を行っておられますが、これまでの成果をどのように評価し、今後、保育人材の確保育成にどのように取り組んでいかれるのか、改めて伊東子育て支援課長に伺います。

伊東子育て支援課長 県の社会福祉協議会に設置しております保育士・保育所支援センターでは、保育士の就労等に関する相談や潜在保育士の掘り起こし、就労希望者と保育所等とのマッチングなどきめ細やかな就労支援を行っており、令和2年度から令和6年度までの5年間で3,739件の相談対応を行ったほか、423人の就労につなげてまいりました。

また、県社会福祉協議会では、保育士養成校の学生の就学資金、学費月5万円相当を貸し付けるものですが、就学資金として令和元年度の制度創設後6年間で累計121人に貸付けを行ってきましたほか、潜在保育士が再就業をする場合の就職準備金、上限20万円となっておりますが、これについては、平成28年度の制度開始後、9年間で累計167人に貸付けを行うなど、保育人材の確保に一定の成果があったと考えております。

しかしながら、県内における保育士の有効求人倍率は3倍を超える高水準が続いておりますことから、今年度新たに養成校に通う学生を対象に、就職活動に係る費用を貸し付ける就職活動準備金を創設したところでございます。引き続き新しい担い手の確保や潜在保育士の掘り起こしのほか、さらなる処遇改善、働きやすい職場環境づくりの促進、保育士の資質向上などを含めて総合的な保育人材の確保、育成に積極的に取り組んでまいります。

瘡師委員 通常一旦離れた職種にまた復帰するというのは、なかなか難しいんですけども、保育士さんの場合はやはり自らが子育てをされて、そこから離れないけれども、そこからまたやってみようかということで再就職される。これは保育士ならではのじゃないかと思しますので、そういった潜在保育士の掘り起こしにまたひとつ、特に頑張っていたきたいと思っております。

菅沢委員 資料の配付をお願いします。

藤井委員長 許可いたします。

菅沢委員 針山委員は、日頃の高岡市域の現場からのいろいろな思いを質問という形でなさったと思います。公費解体をめぐる要のことについて触れておられました。私は、氷見市の現場からのこの間のいろいろな見聞したこと、考えていることを通して、針山委員とダブるところもあります

けれども、少しまず公費解体のことに触れさせていただきます。

お手元に資料を配りました。最初に、森課長が先ほどいわゆる私の配付させていただいた資料でいうと、上段の発注済みの数、氷見市でいうと665棟、合計で1,095棟ですが、実は今日頂いた新しい資料があります。この新しい資料によりますと、これは氷見市における4月末の公費解体の発注数ということでありまして、同じ4月末ですけれども、実は棟数で441棟という数字です。森課長、何で違うの。

森 環境政策課 課長 菅沢委員に、先日お問合せいただいた資料を本日お送りしましたけれども、菅沢委員にお送りしましたのが、氷見市が委託しておられる団体さんへの発注数でございます。氷見市では、3団体に元請になっていただいて、一括で委託を受けていただいております。そちらの3団体にお出しした数を菅沢委員が言っておられるのかなと思っております。

今まで発注した数といいますのは、実際にはこの3団体にお願いする前に、緊急解体ということで非常に危ないというものを発注した数ですとか、後は自費解体ということで費用償還の分で発注されたものの数を含めて、氷見市の場合は、お配りいただいた資料の665棟が発注されていると整理をしております。

菅 沢 委 員 ちょっとよく分からない。

発注があって解体済みが出てくるんですよね。氷見市の場合は、発注済みは70%、解体済みは四十数%。だから、あなたのお話で言うと、例えば4月末の発注済みは、氷見市は665棟なのです。665棟の中には費用償還分も入っているのです。解体済みの中に、費用償還分も入りますから。

さらに、緊急解体もそんなに多くはありませんよ。それ

は解体済みの中に入るんであって、発注済みというのは、発注したけれどもまだ解体が進んでいないものの差があるわけで、だから、私はよく理解できない。

今日朝いただいたのは、氷見市の公費解体の発注数、発注先は富山県構造物解体協会、氷見建設業協会、災害支援協力会、3団体に対して259棟、177棟、5棟でトータルすると発注済み441棟です。

だから、数字が随分合わない。200棟ほど違いがあるのね。何でこんなに違いが出てくるのかということ进行たださないと、先の質問にこれ進めない。

森 環境政策課課長 先ほども御説明いたしましたとおり、3団体へ441棟発注している。これに加えて、緊急解体で発注したもの、また、自費解体で発注されたもの、それが全て発注済みということで私ども整理をさせていただいておりますので、緊急解体とか自費解体で発注された224棟を足し算して、665棟という整理をさせていただいております。

菅 沢 委員 よく理解できない。どっちの数字が正しいのか、そんなことで時間を取ってとってもなんだから、あなた方の頂いている資料を前提にしながら、質問する以外にないからね。

配付をさせていただいた資料から見ても、まず申請数、これは実際に解体の対象になる半壊以上の棟数のうちで解体の希望を述べた申請者の数ということですが、このうち解体済みが氷見市の場合は、あなた方の資料では368棟で、解体率は40%、発注済みが665棟ですね。発注したけれども、解体まで進んでいないものが相当あるということがはっきりしています。

そこで、氷見市でいう40%、全県で同じように40.9%、ちょっと違いはありますが、この解体の進捗状況をどのよ

うに見るかということです。私はちょっと疑問を持っています、発災からもう1年半たちました。被害住宅はそのままに、本会議でも野ざらしにしているのかということも申しあげましたけれども、氷見市ではブルーシートのまま傾いた被害住宅がそのままになっている。

住民の人たちは解体が早期に進むことを望んでいますが、解体が完了しなければ次の段階の暮らしを考える、そこになかなか進めないという悩みや思いを語る人が多いんですね。そういう中で、私は今日の解体の進捗状況は極めて問題があると思っています。

そこで今日配付させていただいた資料の石川県の解体の完了棟数と解体率を御覧いただきますと、富山県、氷見市よりも20%以上進んでいるのが現状ですね。

私は非常にそこに問題意識があります。まずは、今日は森課長や県の担当当局にこの現状というものをどのように見ているのか、率直なところを聞かせていただきたい。いかがですか。

森 環境政策課 課長 この公費解体ですけれども、氷見市など5市において行われておりまして、対象になる全半壊の建物が非常に多いということで、通常の解体工事を普通に発注することではなかなか対処できないということで、新しい解体・廃棄物の処理体制、ごみも大量に出ますので、そういった体制を整備する必要があることなどから、なかなか進めることができなかったところでございます。

先ほど針山委員から行政の手続が進んでいないのが課題ではないかというお話もいただきましたけれども、やはり当初はそういう行政の手続、スキームをつくるという部分で非常に課題を感じていたところでございます。

そのため、県といたしましては、被災市を応援するということが私どもの仕事になりますので、すぐに被災市に県

職員の派遣をするとか、国の人材バンクを活用して、公費解体を経験された他県の自治体の方を専門家として派遣するなど、人的、技術的な支援を行ったところです。

また、公費解体に係る環境省の補助金の活用に当たりまして、被災市への助言とか、国との調整、申請手続の支援を行ったところでございます。

さらに、解体業者を確保する、災害廃棄物の処理を確保するということが大事になりますので、富山県構造物解体協会との解体工事の一括委託契約を調整するとか、また、解体ごみの仮置場として県有地の提供ですとか、民間の遊休地のあっせんなどにも取り組んできたところでございます。

その結果、先ほどお話をさせていただいたとおり、公費解体の発注というのは、申請のあった1,549棟のうち1,095棟、率にして71%を発注できているということで、一定の進捗を得ているのではないかと考えております。

一方で、家財搬出が進まないなどの申請者の解体準備などが、今課題になっております。こうした課題、個別の事情による課題によって、発注を完了したものの、解体に着手できない事情が多く見られておるところでございまして、その結果、解体終了したものが665棟と、率にして43%と一層の加速が必要な状況と考えております。

菅 沢 委 員 発注の実績が4割と、石川県と比較して相当遅れていると。地域の被災住民の気持ち、暮らしの中の時間、今悩んでいること、苦しんでいることから見ても、1年半もたった。解体が進まないと後の暮らしについてのいろいろな思いがあるけれども、次に進めないという、こういう地域の住民の皆さんの思いというか、暮らしの中のつらい悲しい思いもある。そういうものに寄り添って、いろいろ私も活動しています。最近はね、これで1年半たちました

が、解体が思うように進んでいないというのが実感です。

私は氷見市の担当とか、いろいろな方々とも話ししますが、彼らも悩んでいますよ。被災者生活再建支援金というのがあるでしょう。制度の説明はいいかもしれませんが、基礎支援金が全壊の方で100万円、加算支援金が、これは家を建てるとか、修繕する場合のことですけれども、200万円とか、合計で300万円という上限があるわけですが、こういうものはなかなか届けられないという、役所の担当者や関係者の悩みなんです。早くそういうものを届けて、生活再建につなげていただきたいというのがみんなの思いだけれども、解体が進まないんですよ。

発注した数と解体の間のその開き、なぜそうなっているのかということとは、後でちょっと触れます。もっと率直に被災住民に寄り添って、その思いをしっかりと受け止めるということを県もしっかりやってもらいたいと思う。悪いけれども、部長先頭にしっかりとそういうものを受け止める姿勢を今日は求めたいと思っています。

そこで、別の観点から見てみましょう。被災者生活再建支援金の申請、給付、どこまでいっていますか。予算額と執行額、件数。国の補助金で行われる大規模半壊、中規模半壊、全壊の対象、これは国の制度の中で申請、給付が進みます。あと半壊は県単の補助金制度がありまして、これも昨年の当初予算か補正かで予算化して、知事も決断をして、半壊については、建設購入の場合に100万円、補修の場合に50万円とか制度ができた。これも予算と利用の執行状況、先ほどのように解体が思うように進まないのを予算で見てもよいということです。橋本課長、いかがですか。

橋本厚生企画課長 被災者生活再建支援金には、今委員おっしゃったように、住宅の被災程度に応じて支給されます基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給されます加算支

援金がございます。

県で予算計上されておりますのは県制度の分で、つまり半壊世帯の加算支援金分となります。この予算は御紹介いただいたように、令和5年度の補正予算で4億500万円を計上しまして、これが令和6年度に繰り越されておりますけれども、当該予算の執行率は約22％となっております。

菅沢委員 国の制度に基づく補助金の支援金の件数とか、執行率は、なかなか把握できないということでしたよね。その理由は何ですか。

橋本厚生企画課長 そちらは、国が予算化しているものですから、県で予算や執行率は分かりかねます。

菅沢委員 私もちっと把握しかねているのですが、恐らく今県単の執行率、これは半壊ですからね。半壊というのは、損壊状態が20％から30％未満の住宅の傷み方です。半壊の人たちは、私もそれに実は近いのですが、少しお金がかかるけれども、いろいろな制度があるので利用したりして、それから地震保険も入ったりして、それで100万円、150万円かけて半壊の人たちも直してかなり住んでいますよ。

半壊だから先ほどの生活再建支援金の制度をみんなが利用するとは限りませんが、ありがたいんですよ、ありがたいけれども、二十数％に過ぎないというね。

私は、国の支援金の活用状況も、これより少し上かなという程度だと思っています。解体の済んだ戸数も相当ありますし、どの程度の金額かということによって執行率がまた違ってきますから、そういう意味で、予算の観点から見ても、せっかくの被災者生活再建支援金というものが被災者になかなか届いていないと。届き方が遅いし、少ないということをしっかり皆さん認識をしていただきたいと、このように思っています。

そこで、次の質問に移ります。

こうした中で、私は遅れているこの解体をどう解消していくか、どう進めていくかということについて、次に課長と、最後に部長にもお尋ねしなきゃなんと思っています。

私も3月議会で取り上げているわけですが、解体促進のために県と関係市、氷見市、高岡市等々と、それから解体業者等で連携しながら促進策を図るという知事の答弁、部長の答弁もあったりして、公費解体に係る関係者連絡会議も組織され、数回開かれております。

私は、こうした皆さんの積極的な取組については、評価しておりますけれども、そこでどんな議論がなされて、どういうふうに、例えば解体の促進という意味で手が打たれてきているのかということについては、少し不十分だなと思います。

これはこれからの質問に触れながら尋ねますけれども、問題は解体業者の確保について、これは石川県の状況も聞いたりしてはいますけれども、富山県は業者を確保するという点ではあまり積極的でなかった、打てる手をしっかり打っていないと指摘をせざるを得ません。

そこで、課長、現実に先ほどの氷見市の公費解体の発注数、そして発注済みというのが数字で出てはいますけれども、これらは例えば富山県構造物解体協会の場合は、棟数が259棟、では、何社ぐらいがそこに元請として参加していますか。

さらに氷見建設業協会は177棟の解体の発注を受けていますが、何社ぐらいが元請として受注していますか。

氷見市で災害支援協力会というのは1社ですから、これは5棟ですね、大体5棟から6棟ぐらいをまとめて一つの塊として、区画としてと言ってもいいわね、発注するというのが大体のやり方になっています。課長、解体業務に参加している企業の数、元請でどれぐらいありますか。

森 環境政策課課長 先ほど委員から配付していただいた資料の真ん中の表のところにもございますけれども、例えば氷見市の場合ですと、解体協会、建設業協会、災害支援協力会、この3団体さんのほうで受けていただいております。

そこのところにも記載がございますけれども、構造物解体協会としましては、5社が元請になっている。建設業協会は、会員32社が元請になっている。氷見市災害支援協力会は、そのうち1社が元請になっていただいているという状況でございます。

なお、この元請の数でございますけれども、建設業協会につきましては、実際に32社のうち、4月末までにもう既に13社のほうが受注をしていただいているということでございます。

今までこれらのところと一括契約をして、8月とか、そのぐらいから契約を結んでいただいておりますので、それなりの長さがあって、その長さの中でこれだけの棟数をしていただいたということになっております。元請さんのほうは、当然下請の確保をしっかりとされているということでございまして、例えば構造物解体協会の解体業者からは、下請を含めて体制をしっかりと整えているので、どんどん発注いただいで大丈夫ですよというありがたいお話も頂いているところでございます。

菅 沢 委 員 氷見市での解体の発注棟数、これをまた議論するときに400棟か600棟かとなかなか議論しにくいんですけども、今日改めて市役所で確認したところでは、五、六戸を塊にして効率よく解体をするために、それを1つの区画として抑えた上で、その塊を発注に持っていくということです。

この塊は、構造物解体協会という51区画、氷見市建設業界は35区画、支援協力会は1区画で、併せて87区画であ

りまして、お話のように解体協会は5社が元請、氷見市建設業協会は13社じゃなくて14社でした。災害支援協力会は1社ですから、併せて87区画を20社で今元請になって解体の作業に入っているということですね。

私はこの元請20社は少ないと思います。こういう少ない数でとにかく市役所は発注に持っていこうとするわけです。業者はまず今、災害復旧の関連で手持ちの仕事が多くて、なかなか作業に直ちに着手できないという悩みを持っています。これら全て下請が必要になるわけで、下請の確保も極めて困難である。

さらには、実はさっきの5戸を1つの区画と言いましたが、その中でそれぞれ片付けのタイムラグがあるわけです。遅れているお宅があったりしてね。すぐ発注を受けても着工ができない事情があるのですが、今は解体に参加する企業数が元請としては少な過ぎると。石川県と比較しても圧倒的に少ないと。私はここをどうやって増やすのか、ここが1つ大きな解体促進の課題ではないのかと思います。

とにかく発注すればいいわけじゃなくて、ちゃんと着工して工期とかいろいろあるわけでありましてけれども、しっかり解体作業が進むことが大事なんです。その観点からいうと、私はもっと企業数を増やす努力をぜひしていただきたい。先ほどの公費解体に係る関係者連絡会議等でも、これは業者の代表も参加していますから、そこでもっと元請を増やすように。

石川県では、この元請を増やすために県内外の業者に参画を求めています。県外からの業者については、現地に入って作業に着手するための従業員の宿舎、石川県の輪島や能登の現地に来るための交通費、様々なものを解体費用としてプラスをして、石川県の場合は財源として基金なんか

が活用できるわけですがけれども、そういうことで県の内外からの業者の参加を求めています。

そういう条件でかなりいい面もあるものだから、氷見市からも輪島や珠洲市に出かけている業者がおるくらいであって、県内からもそうでしょう。

私は、ぜひそういう意味で、元請になる企業を増やすと、県内外にそういう業者の確保を求めて、財政的な対策もしっかりやるということを検討してもらいたいと思います。

森 環境政策課 課長 解体業者を確保するというのは、委員おっしゃったとおり、大変大事なことで思っております。

ただ、先ほども御紹介しましたとおり、解体業者の元請ですがけれども、元請はちゃんと下請を今確保しているということで、下請を含めて体制を整えているから、どんどん発注してもらっても大丈夫ですよという声もいただいているところではございます。

そういった面もございますけれども、おっしゃるとおり、しっかりと今後解体数が増加したときも対応できるように、引き続き解体業者の円滑な手配につきましては、連絡会議などで協議していきたいと思っております。

菅 沢 委員 うまくいっていないことはうまくいっていない。しっかりするためには何が必要なのかということを率直にあなたも語らないと。

例えば、森課長、さっきのように被災者生活再建支援金の制度を設計して、橋本課長がお話のような、横出しの制度までつくったわけです。しかし、執行率は21%に過ぎないわけですよ。せっかく制度をつくっても、実態にしっかりもっと寄り添って検討すれば、私はもっと制度設計、住民の皆さんの使いやすいというか、本当にありがたいと思うようなことができるのではないかと思います。

だから、せっかく予算をつくって制度をつくっても、制

度設計そのものが現場の実態と乖離しているから、執行率が僅か20%ちょっとのようなことになる。

半壊の場合に当てはめると、半壊を直して住む人も多いということがあるのだから、本当に業者をもっと増やす必要がある。県内外の業者をもっと頼って、そして部長なんかは決断すべきですよ。知事とも相談して、そういう業者のための、石川県のような上積みの支援策、宿舍の世話とか、交通費はちゃんと面倒見るよというぐらいのことをやったらいいんだよ。

富山県氷見市の業者は、そういうものを頼りにして石川県、能登へ出かけて仕事をしているというのがあるけれども、おかしいよ、それ。

そこで、もう一つ困った問題もあるわけで、ボランティアです。片づけの話がありましたでしょう、区画をちゃんと整理して、市役所はそれを全国保証協会加盟の設計コンサル会社、氷見市の市役所で聞いたのでは9社ですね、ここがさっきの5戸の1つの区画の各戸のうち、調査、解体の設計、見積り、いろいろな立会いをしてもらいながら、コンサル会社がそういう業務委託でそこまでやっているわけです。そこまで終わると、今度は、市役所は業務委託に基づいて市の建設業協会、解体協会に持っていくわけです。

解体協会は5社の管理者で、氷見市の建設業協会は32社加盟ですけれども、その中で業者の選定、これは建設業協会の仕事です。発注、これも建設業協会の仕事になっているわけです。そういう手続で進んでいるんですよ。

一番問題は、その中で調査設計、見積りをして、発注まで持って行っても、着工ということになると片づけがうまくいっていなかったり、権利関係の問題がいろいろあったりして、発注しても着工できないという数字がかなりあるんです。

だから、発注の数と解体済みの数の開きの中に、そういうことが含まれているということをしっかり見抜かないと駄目だし、いろいろ片づけについても、ボランティアの活用、これは担当課長からお聞きをしたら、問題なく進んでいるというお話だったけれども、いろいろと聞いてみると、実は土日はお話のようにそれなりにスムーズにいつているようですが、土日だけではなかなか進みませんよ、これだけの戸数があると。したがって、ボランティアについては、土日以外も含めてもっと体制ができればいいなど。氷見市のあっちこっち回ると、そのうちの高岡市で新しい住宅に住んでいる兄ちゃんが子供たちを連れて、そして親戚みんな集まってきてうちの片づけをやっているとか、そんなのがかなりあるんであって、ボランティアの体制も極めて不十分だと思います。

しかし、市役所はそうした中で、実はこんな通達をしていますね。さっきのように発注までいったけれども、なかなか着工できないと、それは片づけしてもらわないと困るから、8月いっぱいではちゃんとやってもらわなかったら、公費解体の対象から外しますと。こんな文書出していいの。氷見市の市役所は、そういう文書をこの間発信しました。これ、そういう脅しですね。私は市役所の気持ちも分からんでもないけれども、これはちょっとやり過ぎじゃないかと思っています。それくらいに実は様々な問題が今惹起をしまいでいております。

話が長くなってまいりましたが、もう少ししっかり現場見てくださいよ、ボランティアのことも含めて。

森 環境政策課 課長 いろいろな御指摘をいただいたというところでございますけれども、繰り返しになりますけれども、解体につきましては、県内でも主にやはり高岡地区とか、呉西地区の業者の方に御協力をいただいていますけれども、

数が多くなれば、東の業者の方にも御協力いただける体制づくりというのをもう既に……

〔「どこの業者」と呼ぶ者あり〕

森 環境政策課 課長 富山県解体協会さんで東ですね、呉東の業者を御準備いただくということで、全県的に業者を手配できる体制づくりというのを今させていただいております。できる限り早い解体に向けて、また解体協会ははじめ、様々な団体さんと氷見市さんが協議されるのをぜひ応援していきたいと思っています。

あとボランティアでございませけれども、ボランティアにつきましては、おっしゃるとおり、今解体の数も増えてきておりまして、中の家財とか、残置されているものを運び出さないと当然解体というのに着手できませんので、そこを早くするというのが大変課題になっております。

現在、氷見市におかれましては、既に土日に加えて平日もボランティアをボランティアセンター中心に募集をさせていただいております、私どもも連絡会議において、特に数の多い氷見市、高岡市において、ぜひボランティアを確保して、しっかりとそういう残置物を出してくれというお願いはさせていただいているところでございます。

菅 沢 委員 もう一つ質問したいことがあるので、これでやめます。

国が補正だったかで解体の費用を400億円ほど追加したんですよ。その割当先は、石川県だったよね、何で富山県入らなかったんだろう。私は県議として責任あるだろうと言われればそのとおりだと思うけれども。

私、最近氷見市の現場で能登半島言うてね、氷見市の我々は都合の悪いときは、能登でないと言って、地震では都合がいいから能登だと言うのかもしれないけれども、北陸地震とそれくらいの位置づけで中央政府に対しても働き

かけていただきたい。国では解体の予算が400億円追加されたけれども、富山県には来なかった、石川県だけ。石川県は基金もあったりして、横出し、上出しの対策をやっているわけで、しっかりと補正予算の獲得というか、そういうこともやってもらいたいなと思います。

あわせて、いろいろお話を聞かれて、部長として思うところがあれば明確に答弁してもらいたい。

竹内生活環境文化部長 たくさんお話がありました。まず、私どもの立場をお話させていただくと、当然公費解体を望まれる方たちがいらっしゃる限り、それを一日も早く終わらせたいという大前提で業務を進めております。なかなか進んでいない状況というのは、御指摘のとおりでございます。我々も非常にもどかしく感じているところでございます。

その原因を解決していくのが被災市であったり、我々の仕事だと認識しておるのですが、委員が先ほど御指摘になられましたけれども、発注済みの数と実際に解体できたものの差、その差にはいろいろな事情があるとおっしゃいました。まさにそのとおりでございます。そこがこの解体を進めるために最大の障害になっていくと思っております。

その障害というのは、先ほど針山委員の御質問にもお答えをさせていただきましたが、家財が搬出できていない、転居先が見つかっていない、これは発注されてからもそういう事情が起こります。そのあとは細かいお話をさせていただくと、隣接のおうちの方とのお話がついていない。そういったような様々な事情がございます。

市におかれては、特に氷見市におかれては、そういう事情に一つ一つ対処をしていらっしゃいます。私ども県もそういった事情をお聞きして、どうすれば少しでもそれが進めるか、お一人お一人に強引なことをせずに、無理なこと

をせずに、それでも解体を少しでも進めたいという思いで業務に努めております。

そういうことでございまして、御指摘になりました解体業者の確保のお話ですけれども、御質問にもありましたが、例えば氷見市の建設会社の方が能登に行ってお仕事をしていらっしゃるというふうなれば、その業者さんは少なくとも氷見市でお仕事を受けられるだけの余裕があるということではなかろうかというふうにも思いますし、先ほど申し上げましたように、構造物解体協会は元請が5社でございしますが、県西部で業者の確保をしていただいております。もっと発注してもらっても構わないと、我々は解体に取りかかる準備はできているというふうにおっしゃっていただいております。それを考え合わせますと、今のところ業者さんが不足でこの仕事が進んでいないということはないのではないかと考えております。

当初にはそういったことはあったかもしれませんが、現状はそういうことはないのではないかと。発注を受けられるということは、解体に取りかけられる準備を整えて発注を受けていらっしゃるのです、そういうことはないのではないかと考えております。

最後に、国の補正予算の関係がございます。423億円、国で予算化をしていらっしゃるのですが、うち諸々合わせまして、本県にはたしか50億円程度、氷見市、高岡市等の被災市に交付される予定だったというふうに、ちょっと手元にデータがございませんけれども、そのように記憶しております。

菅 沢 委 員 部長とものすごく見解が違うのは、業者の数が足りないんじゃないかという指摘ですよ。元請をもっと増やせという、これを検討の対象にもならんというのでは、黙って終わるわけにいかない。

さっき申し上げたように、現実には元請20社ですよ。現在、さっき数字についてはいろいろあったけれども、441棟の1つのブロックです。87のブロックに、個別の数字でいうと500棟近くの数字が80幾つのブロックになっとなるわけだけれども、それを20社で受けているわけです。もっと加速をする、促進をする意味では、元請の会社を増やすとか、それはさっきのように建設業界も呉西だけじゃない、5社の管理者だけじゃなくともっと活用するように、氷見市の建設業は32社しかないんですよ。元請できる会社は限られているわけで、14社やっていますが、もっと増やすことはできるでしょう。下請も必要になりますよね。

私も現場でこうやって聞いてみると、氷見市の元請の業社の中に、下請は砺波市から来ていますというところもおられました。もっとそういう意味では、もっと必要性を認識して業者の数を増やす、元請を増やす検討をしてくださいよ。

そうしなかったら、私は発注済みがなぜ滞るかということの問題にアプローチすることもできないし、これからさらに今70%の発注済みにしても30%、困難な物件ばかりが残っている可能性もあるわけで。

そういう意味では、しっかりとこの点について、さきの連絡会議で5回ほど開かれていますから、またぜひやって検討してくださいよ。駄目ですか。

竹内生活環境文化部長 先ほど申し上げましたが、現在の元請5社は、構造物解体協会の5社は、皆さんにもっと持って来てもらって発注しても構わないというふうに申しております。また、先ほど委員の御指摘にもございましたが、氷見建設業協会は32社のうち14社が既に元請として参入しています。

この数でもし、やはりもっと業者の確保を図りたいとい

うご希望が連絡調整会議等の中であれば、私どももそれについては検討してまいりたいと思います。

菅 沢 委 員 市役所で随分担当と話をしてきているわけですが、市役所もこの十数年の間に職員が、今400人ほどしかいないわけですよ。この地震の解体の担当をしているのは、2人ですね、いろいろと応援はいただいているようですが。その2人が必死になってやっているわけです。

2人ですから、さっきのように調査設計、見積り、立会い等はコンサル会社に委託をして、業者の選定と発注は建設業界へ丸投げです。発注してもなかなか解体済みにならないから、もう頭を抱えている。それをしっかり受け止めてください。

もう一つ、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの決算報告がありました。決算報告では、赤字の計上、そういう報告もあって、なかなかこれは大変だなということで見えています。

そこで、県民にとって非常に大切な医療機関です。その経営の現状等を見たときに、私も大変危惧していることが幾つもあります。赤字については、過去の資料も見てみますと、これで令和元年から令和6年まで6年連続の赤字決算ですよね。

そこで、一般的に、後ほど五十嵐委員も県立中央病院のことに触れられるようではありますが、私は今日あえてそこまではいきません。リハビリテーション病院のことに限りますが、近年そういった意味で、医療機関の赤字、経営危機の深刻化が叫ばれています。人口減少による患者減、この患者減はリハビリテーション病院でも同じように報告書の中に記載されています。

さらに、看護師や人材確保の問題や診療報酬の問題があります。最近の診療報酬の改定でなかなか物価高騰や人件

費の高騰に十分対応できないという、そういう背景の中で、医療機関の８割が赤字という調査結果が出ておりますよね。

そこで、そういう事情に加えて、特殊な事情、独自の問題が、リハビリテーション病院・こども支援センターにあるのではないかと私は思っています。

そのことについて指摘をさせていただきますと、このリハビリテーション病院は利用料金制を導入しております、その利用料金収入の見込額、現在は令和５年、令和６年、令和７年で金額が年間３５億５,０６２万円です。この利用料金制の導入、これが問題だと。このリハビリテーション病院の赤字の背景にある特殊な問題として、その利用料金収入の見込額と現実の医業収入の間に開きが生まれているわけです。つまり、見込みの利用料金を３５億円で設定したけれども、それよりも少し低いところしか医業収入の実績がないわけです。

医業収入というのは、申し上げるまでもなく、見込額も含めて診療報酬ですね。そういう意味では、私はリハビリテーション病院の赤字問題には、そういう構造的な問題が一つあるのではないかなと思っています。この料金収入制を導入したために、病院の収支、収支というのはまずは事業活動収入と事業活動の支出、この収入と支出ですね、この差額を年間の指定管理料として本来支払ってもらってもいいはずなんだけれども、利用料金制を敷いているがためにそうはならない。必ずそこに指定管理料のカット、制限がかけられるという問題があるわけです。

こういう構造的な問題があって、この赤字が生まれ、しかもこの赤字というものがこの五、六年恒常化していると。この五、六年だけでトータルすると累積が３億円ほどあるのではないかなと思っています。

そこで、一般的な病院赤字の背景にある問題に合わせて、

リハビリテーション病院の赤字構造の問題点を私は今指摘しました。いかが聞かれますか。

河尻障害福祉課長 富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの運営につきましては、地方自治法の改正に伴いまして、平成18年度に管理委託制度から指定管理制度に移行したところでございます。県が直接運営する場合に比べまして、指定管理者の様々な能力を生かして効率的、効果的な運営とサービスの向上が期待できることから、平成18年度以降も指定管理者制度を導入してございます。

また、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくすることを目的としまして、指定管理者が収受した施設の利用料金を指定管理者自身の収入といたします利用料金制を採用しているところでございます。

利用料金制によりまして、指定管理者の収支は年度によって変動することになりますが、通常では予見できない事態が発生した場合などにつきましては、県と指定管理者が協議いたしまして、指定管理料を変更できることになっていることから、昨今の物価高騰などを鑑みまして、昨年度も補正予算による指定管理料増額の対応を行って、経営の安定を図っているところでございます。

少子化や地域移行などに伴う利用者の減、あるいは診療報酬改定などの収入減少要因に加えまして、物価高騰などによる経営環境は厳しさを増している中で、令和8年度から新たな指定管理期間となりますが、より効果的な運営ができますよう将来の情勢も見極めまして、仕様内容や適正な水準の指定管理料の設定について検討してまいりたいと考えてございます。

菅沢委員 今の課長の御説明は、指定管理料について、当初予算に補正を加えて物価高騰や人件費、患者数が減っていることだとか、いろいろなことを勘案して指定管理料の補

正をやっているということでした。それは私も十分分かっています。

問題は、利用料金制という制度の導入に基づく特殊な赤字構造にあるということを申し上げているわけです。指定管理制度というのは3年で、来年もう1年で見直しに入るわけで、継続になるだろうと思うんだけど、利用料金制はやめたらどうだと。

つまり利用料金収入の見込みということも、診療報酬が根本にあるわけです。診療報酬というのは、公定価格ですね。そんなものを基礎にして、見込み額で今日的な医療をめぐる状況の中で、患者が減るのは、様々な物価高騰だとか人材確保の問題もいろいろ大きな問題に直面しているという状況の中で、この制度が矛盾を生み出しているから、やめたらどうだという提案もしたいということなんです。

時間の関係で先を急ぎましたけれども、ですから、現状認識だけではなくて、今日の一般的な病院の赤字、リハ病院の赤字の問題に加えた、そういう特殊な構造的な問題について、この機会に検討に入るべきだというのが私の意見です。

河尻障害福祉課長 繰り返しになりますけれども、先ほども委員から御説明ございましたとおり、今年度で指定管理期間は終了となります。令和8年度から新たな指定管理期間ということになるかと思いますが、どういう仕様がよいのかとか、指定管理料、どういう設定がよいのかということとは、改めて今年度検討していきたいと考えております。

菅沢委員 私はこのリハ病院、それからこども支援センターが果たしている役割というのは非常に大きく、県民が本当に期待をして、そしてありがたく思っていると思います。私の大事な友人の難病重複の障害を持った娘さんもここでリハビリを受けて、3か月間でしたかね、少し回復の傾向

が出て喜んでいました。ああ、県民のためにいい仕事している病院だなと。

こういう施設なのですね、リハビリテーション病院もそうです。こども支援センターも、脳性麻痺の重症児に対する様々な対応や肢体不自由児、難聴、発達障害、重症児、様々な障害に対応していらっしゃるし、地域リハビリテーション総合支援センターや富山県障害者相談センターも大きな役割を果たしています。こんな病院はしっかりと、そんな独立採算の収支を問題にするような、そういう構造的な中で病院の経営を考えなくていいように、県民の命や健康を守るために積極的に役割を果たしてもらいたい。もちろん経営努力とか、そういうことはしっかり私も了解しますよ。そういうことで、この質問をしているわけです。

時間の関係でこれでやめますが、部長、私は別に結論めいた話をしようとは思っていません。ぜひこれからこういう問題を大いにあなたと議論したいなと思っています。したがって、あまり結論めいたことをおっしゃらないで、思いを語ってください。

有賀厚生部長 委員も御質問のところで何度か御指摘をされていると思いますが、日本全国がそうでございますけれども、人口減少というところで今回、リハビリテーション病院もそうですけれども、県立病院やほかのその他の公立病院、その他のいろいろな病院のところで、結構経営の厳しい状況が出ているということでございます。もちろん診療報酬の制度と今の動向が合わないということもありますけれども、本来地域医療構想等で減っていくような人口に合わせた形の医療提供体制を考えようということは、ずっとこれまでやってきたことでございます。

ただ、その議論が総論という話になっていたところであって、なかなか各論の話が進んでこなかった。要は今の

医療の提供体制のあったままでそこをどうにかしようということで、赤字だ、黒字だというふうにやってきたというところだったかと思います。

ということで、確かに指定管理制度自体もそうですけれども、少なくとも県全体での今の医療の在り方そのものを考えていかなければいけないということで、これは県立病院だ、中央病院だとか、リハビリテーション病院に限った話ではなく、全体でこの地域の必要な医療の内容がこうで、量的にはこのぐらいが必要だということをしっかり具体的に検討していくフェーズに入っていると思っております。ということで、そういったことをしっかりやっていきたいと考えております。

菅 沢 委 員 大きな医療構想、医療の在り方、そういう中でのもっと根本的なところからの議論については、これからもしっかり勉強していきたい、議論に参加をしていきたいと思っています。

課長に一言聞き忘れたことがありました。リハビリ病院は今年も決算で3,183万円の赤字ですね。去年は6,481万円、その前の年は新型コロナとかいろいろな関係もあったのかな、1億4,600万円ほどの赤字です。先ほどこの五、六年で3億円ほどの累積赤字があると申し上げたのですけれども、これは具体的にはどう処理しているのですか。

自治体の病院ですから、公設民営というとなんですけれども、指定管理には入っていますが、やはり一般会計でちゃんと赤字を補填して、病院の経営にもっと前向きに、地域医療構想や医療計画、いろいろな中での見直しはあるにしても、しかし、当面のこの赤字どうされますか。何か検討されますか。

河 尻 障 害 福 祉 課 長 委員からも御指摘ございましたとおり、令和元年度から赤字が続いているわけでございます。私た

ちも病院が赤字だというのは決してよいとは思っておりませんけれども、令和6年度の決算見込みにつきましては、令和5年度と比較いたしまして3,300万円の赤字が縮小しております。

将来にわたって予想される少子化や地域移行などによるこども支援センターの利用者の減少傾向が続いており、厳しい状況であると考えてございます。

県と指定管理者で協力いたしまして、近年の利用状況を踏まえた経営の効率化とか、機能強化に取り組んで経営改善に取り組ましますとともに、先ほどからも御答弁させていただいておりますとおり、令和8年度からの新たな指定管理期間につきまして、仕様でありますとか、適正な水準の指定管理料につきまして検討していきたいと考えております。

菅 沢 委 員 赤字は去年より少し縮小しているかもしれないけれども、経営にとっては大きな負担ですよ。自助努力で何とかということと言われても、それはもう人材も確保しなければならぬし、いろいろ工夫はしたりやっているようです。しかし、もう限界だと。どこにしわ寄せが来るか、それはやはり患者さんや働いている人たちに行かざるを得ないような心配もあるわけです。

したがって、私はこの赤字については、県の一般会計で補填するとか、抜本的に先ほどのような利用料金制を見直して、ちゃんと指定管理料で手当てをすると。病院の事業の収支についてその差額はしっかり指定管理料で見ていくということを基本に、こういう病院については戦わなきゃ駄目なんじゃないかと思って見えています。

ですから、早急に別の方向性を出すように、部長にも少し聞いといたほうがいいね。あなたもこの赤字は放っておけないでしょう。

有賀厚生部長 指定管理制度は、県のいろいろな施設等でやられているものもあるんですけれども、病院を運営するに当たっての指定管理というところで、十分な指定管理料であったかということは確かにあるかとは思いますが。ですので、そこに関しては、適正に考えていかなければいけないということが一つございます。

また、赤字については、運転資金みたいなものの中で、当然今ストックしてある分でしばらくは埋めるということにもなると思いますけれども、もちろんそれがショートするということは避けなければいけませんので、適正な指定管理料になるように動いていきたいと思っております。

菅沢委員 指定管理料は、当初予算と補正があるので、やはりその病院の経営状況、収支の状況を見ながら補正でしっかりと対応していくと。以前にはそういうふうに行われていた経過もあります。やはり現場は重大な役割とか必要性があるので、努力を伝えて、厚生部が頑張らないといけないと思います。また議論しましょう。

藤井委員長 ここで暫時休憩といたします。

休憩時間は5分間といたします。

〔休憩〕

藤井委員長 休憩前に続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

五十嵐委員 大変長時間にわたっておりますが、もうしばらくお付き合いいただきたいと思います。

先ほどは、菅沢委員からリハビリ病院の赤字についての質疑もございましたが、リハビリよりもっと深刻なのが県立中央病院の赤字かなと思っております。

さっきの決算について見ると、令和6年度の決算は16億9,100万円の赤字ということでありまして、2年連続の赤字で、過去最高だった平成7年度に次ぐ過去2番目の赤字

の大きさであります。

令和５年度決算が15年ぶりの赤字決算となった後、先ほどもありました公立病院の約８割が赤字ではないかというお話もありましたが、公立病院の経営状況が大変厳しいものと聞いております。その原因として、人事院勧告による人件費の大幅な上昇、あるいは諸物価の高騰、そしてコロナ禍時代に出ていた国の補助金がなくなったということが大きな理由かなと理解しております。昨年度の決算が大きな赤字となったことについてどのように分析しているのか、小倉参事・医務課長にお伺いしたいと思います。

小倉医務課長 本委員会で御報告させていただいていますように、令和６年度の決算を分析しますと、医業収益は前年度を上回っておりますが、医業費用が著しく伸びたため、結果として赤字額が膨らんでいるものであります。

病院事業におきまして、先ほど委員からも御指摘ありましたが、医業費用の約半分を占めているのは医師、看護師などの人件費であります。

令和５年度決算で見ますと、県立中央病院では医業費用に占める人件費の割合は44.4％であります。全国の同じ規模の病院の数値を見ますと、令和５年度で51.4％であることから、県立中央病院は比較的低く抑えられていると言えますが、令和６年度は人事委員会勧告に基づく基本給の支出が大幅に増えたこと、また退職金の支出増も相まって前年比で10億円以上の増加となっております。

これに加えて、昨今の物価高騰による薬剤費、診療材料費はもちろんのこと、光熱水費、外部への委託料なども大幅に増加しております。

一方、医業収益のほとんどを占める診療報酬は価格が国によって定められており、昨今の経費増嵩を踏まえまして診療費の引上げなどにはできないため、令和６年度の医療収

益は病院独自の経営努力により入院、外来とも増収となっているものの、大幅な人件費の増加や物価上昇を吸収できるほどには至っておりません。そのため、今回のような決算状況となったものであります。

五十嵐委員 それなりの外来、あるいは入院患者の増加等も見られて、医療収益が上がっているということですが、もう少しコロナ禍前まで届いていないということでもありますから、この点努力すればもう少し伸びるかなと思っています。また、病床の利用率も今90%ちょっとでありますから、そこを少しは伸ばすとか、そういったことも考えられますが、やはり何と言っても給与費の上昇分はなかなか吸収できないのかなと思っています。

ただ、全国の51%強に対して45%弱ということでもありますから、まだまだ低いのでありましようけれども、低くても吸収できないような状況に今来ているのかなと思っています。

中央病院では、4月に院長を本部長とする経営改善対策本部を設置したと聞いております。その中で、今いろいろと議論されているのでしようけれども、経営改善に向けてどのようなスケジュールで、あるいはどのようなことに取り組んでいくのか、お聞かせ願いたいと思います。

小倉医務課長 県立中央病院では、現在全部門、全診療科が一丸となりまして経営改善に取り組むため、院長をトップとする対策本部を本年4月24日に新たに設置し、4つのプロジェクトチーム、具体的には病床効率化、地域連携強化、それから診療単価向上、費用見直しの4つのプロジェクトチームによる部局横断的な経営改善の取組に既に着手しているところであります。

具体的な内容としましては、病床稼働率の向上、診療所、福祉施設など関係機関に対する広報、PRなど、治療が必

要な方をさらに紹介いただくための対策としまして、地域連携の強化、新たな診療報酬加算の算定や既存の加算算定率の向上など、診療単価の底上げ、診療材料の価格交渉や医療機器の購入計画の見直しなど経費削減に取り組んでいく予定であります。

実際には、既に先月中から新たな診療報酬加算の算定や既存の加算算定率の向上など、診療単価の底上げに向けてしたプロジェクトは稼働しており、さらなる改善に向けて各診療科の個別の課題を聞き取るため、院長が直接ヒアリングを実施しているところでもあります。

今月中には、3回目の経営改善対策本部を開催して、取組をさらに加速していく予定であり、今後もスピード感を持って不断の取組を進めてまいりたいと考えております。

五十嵐委員 4部門に分かれて検討を進めているということでもありますし、今月中に3回目も開くということでもありますから、随分スピード感を持って取り組んでおられるのかなと思います。

ただ、なかなか医業費用の分をカバーするには、大変な努力が必要であろうと思います。そういった中で、我々が心配するのは、経費ばかりを考えて医療水準の低下や患者サービスの低下などが起きることも、心配されるわけがあります。医療の現場にあっては、そういうことが絶対あってはならないことだと考えておりますが、このことについてどのような方針を持って取り組んでいかれるのか、お聞かせいただきたいと思います。

小倉医務課長 県立中央病院は御存じのように、本県で高度急性期医療を担う唯一の県立病院であり、基幹中核病院として本県の医療水準の向上に寄与しているところであります。

中でも、救命救急センターや都道府県がん診療連携拠点

病院としての役割を担い、県民への高度な医療提供を行っており、基幹災害拠点病院としてさきの能登半島地震におきましても、被災傷病者の受入れやD M A T 隊の派遣などに取り組んできているほか、総合周産期母子医療センターとしての役割や精神科医療における救急身体合併症患者の治療など、本県の政策医療において大きな役割を担っております。

これら病院が担っている役割を十分に踏まえ、まずは病院として自ら取り組むことのできる医業収入の増加と医業費用の削減に取り組むことが重要ではありますが、現在、公立病院を取り巻く厳しい経営状況は、県立中央病院のみならず、県下の公立病院を含む全国的な問題であると考えております。

県立中央病院が地域医療を守るために自ら実施する経営改善の取組に加えまして、県として今後どのような支援ができるかを十分に検討するとともに、必要に応じて国へ働きかけを行うなど、本県の医療水準の低下や患者サービスの低下が起こらないように、積極的に対応してまいりたいと考えております。

五十嵐委員 今ほど小倉参事・医務課長がおっしゃったように、県立中央病院の役割というのは大変大きいんだろうと思っております。

そういった中で、先ほど部長が言われたように、人口減少の中で医療機関がどうあるべきなのかとか、そういったこともしっかりとこれから議論していかなければいけないなと思っておりますし、そういうことを踏まえて、県だけでなく国に抜本的な見直しを我々議会としても一緒になって働きかけていきたいと思っております。

横田委員 私からは、本日の資料配付にありました「富山マラソン2025」に関して2点お伺いいたします。

御案内のとおり、同事業は本年で10年の節目を迎えます。今回初めて受付を富山市の総合体育館から、高岡市内の高岡テクノドームに移されることになっています。前例のないことに取り組むということは、時間も労力も要するところでありまして、敬意を表する次第であります。

また、受付もゴールも両方が県の東部であったところから、県西部に受付を分散させたことで、高岡市、あるいは県西部の地域に、経済波及効果というものが多少は期待されるところであります。評価される取組かなと思っています。

ただ、これによって大会前日の受付、それと当日のスタート位置、これが高岡市になるということになります。

先日、高岡商工会議所の方から伺ったところでは、たしか高岡市のホテルの客室数といいますのは、二千数百、3,000室もなかったと記憶しております。

加えまして、大会当日はマラソン目的以外、前日はその目的以外の宿泊者もおられるということがありますし、エントリー者割合の4割が県外者ということで、配付資料では6対4ということとなっていました。こうしたことを考えれば、当市の宿泊施設の不足というものが懸念されるのかなと思っています。周辺の射水市とか氷見市とか砺波市など、いろいろありますので、そうしたところで受けることになるかなと思います。

また、現在はそういった中で、大会当日にあいの風とやま鉄道の増便ですとか、スタート会場直行バスの運行、駐車場の確保、シャトルバスの運行というものが計画をされています。万葉線ですとか、城端氷見線、この辺は対応は不要なのかなと考えていまして、その辺を含めた全体の輸送車両計画というものは、万全であるのかということが1つ。

また、せっかくの取組に伴う経済効果を、高岡市を中心とする県西部に波及させる。そのために例えば受付会場で観光地とか、食のPRをどのように計画されどう展開されていくのか。こうしたことを念頭に、大会の状況について、堺スポーツ振興課課長にお伺いいたします。

堺スポーツ振興課課長 来る11月2日に開催する「富山マラソン2025」では、8月からの富山市総合体育館休館に伴いまして、大会前日のランナー受付を初めて高岡テクノドームで実施する予定であります。

駐車場を近隣施設と合わせまして1,700台程度確保するとともに、高岡駅と受付会場を結ぶシャトルバスを約10分間の間隔で運行する予定で準備を進めているところです。

大会当日につきましては、新高岡駅近隣施設の駐車場330台程度を確保しまして、同駅からスタート会場まで約20台のシャトルバスでピストン輸送をするとともに、あいの風とやま鉄道におかれましては、朝の富山・高岡間を通常便4本と臨時便3本の計7本とし、1便当たりの車両数も、上限の4両編成に拡充し、約10分間隔で運行いただく予定としております。

また、参加者の県西部での飲食や観光につなげるため、大会前日に受付会場に高岡市、射水市等の自治体ブースを出展しまして、職員自ら観光や特産品の積極的なPR活動を行うほか、富山マラソンと連携しました観光ランイベント、「とやま巡ラン」という催しを高岡市中心部で開催予定であります。富山大学などの学生の皆さんがガイドランナーを務めまして、参加者が高岡大仏、山町筋、高岡古城公園等の観光名所を巡り、その魅力を体感していただくこととしております。

さらに、県観光公式サイト、富山観光ナビと連携しまして、マラソンコースの魅力に加えて、県内外からの参加者

に向けて大会前後に楽しめるグルメ、観光情報など県西部の魅力をきめ細かく紹介するなど、受入れ準備を着実に進めてまいりたいと考えております。

横田委員 1,700台の車、あるいはそれ以外の公共交通の両方について対応がされているということと、あとは受付会場だけでなく、電子上で観光ナビをはじめとして、両方で発信をされるということで、しっかりと取組を進めていただければと思っています。

続きまして、2点目の質問に移ります。

今後のコース選定についてであります。

先般行われた「富山マラソン2025」第1回実行委員会では、昨年度の富山マラソンの参加ランナーに対する調査結果というものが添付されていまして、その設問の中に宿泊時期というものがありませんでした。それを見ますと、県外の宿泊時期は後泊のみ1.8%、前泊のみ34.2%に対して、前・後泊両方が最も多い51.1%となっています。大会が終わった後に、飲食や観光を楽しむのではないかと考えられます。

つまり翌日42キロ走るという前日より大会当日のゴール地点周辺で飲食ですとか、宿泊ですとか、観光といったゴール地点の地域が、より経済効果を多く享受できるのではと考えられます。

そういった中で、今大会に受付会場となる高岡テクノドーム、こちらは、2028年度に改修の完成を予定されています。北陸新幹線の敦賀開業には間に合いませんでしたが、交通網の発達と施設整備を合わせてMICE、一昔前と言うとコンベンションですかね、それを推進して経済の活性化を図りましょうと、こういったエネルギーがあると認識をしています。

このような中で、高岡市をはじめとする県西部は、食で

すとか、歴史文化資産、こうした観光資源を有していますので、十分それに応えられる地域であると考えています。

こうしたことを踏まえて、大会開催による経済効果は富山市、県東部だけではなくて、県の東西、西側にも波及させるという視点も念頭に、今回の受付会場に加えまして、ゴール地点を高岡市や県西部にするといったゴール地点の変更など、次年度以降のコース選定についてどのように考えておられるのか、同じく堺スポーツ振興課課長にお伺いします。

堺スポーツ振興課課長 富山マラソンのコースにつきましては、日本陸連の5年間の公認期間の更新に合わせまして、更新年の約1年前に富山市、高岡市、射水市、富山陸上競技協会、県警察本部などからなるワーキンググループで、過去の大会コースを検証の上、複数のコース案を比較検討し、富山マラソン実行委員会で承認を得ているところでございます。

直近では、昨年5月の同委員会におきまして、2025大会以降のコース案が承認されたところです。

委員御指摘のゴール地点の変更につきましては、昨年の検討時にスタートとゴールを入れ替える案も検討されたところでございます。検討では、県西部の飲食、宿泊施設等の利用増などが見込まれる一方、高岡市内の自治会ボランティアの方々の拘束時間の増大、そして交通規制時間の増大などの多くの課題が見込まれたため、採用には至りませんでした。

大会の運営、コースの魅力、ボランティア、交通状況などを総合的に勘案しまして、現行コースを継続する案が採用されたところでございます。

今後、5年後の公認更新に向けたコース案の検討は、2029年、令和11年となりますが、その際には改修後のテク

ノドームをはじめ、県西部の食や歴史文化遺産等を活かした観光誘客面のメリットも含めまして、改めて総合的な観点で検討することになると考えております。

事務局では、今大会におきましても、翌日には参加ランナーなどを対象に、高岡市内の観光名所や伝統産業の体験施設を巡るバスツアーを企画するとともに、第10回大会を記念しまして、県内全域を対象とするおもてなし店舗募集による食の魅力PR企画を予定しておりまして、今後とも高岡市をはじめ、県西部での飲食、観光行動に結びつく企画に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

横田委員 運営面ですとか、ボランティアの拘束時間、交通規制、いろいろなことを検討されたということでありがとうございました。

今回、富山市の総合体育館が休館することに伴い、受付会場が変更となったという発言がありました。次年度以降も受付は高岡市でゴールは富山市なのか、やはり富山県15市町村、県東部、県西部とありまして、私も県西部出身だからということでもないんですけれども、全てがこの富山市とか、県東部ということではないように。また、せっかくテクノドームの改修に向けて一生懸命取り組まれているので、せっかく造るものを生かす、それは観光資源もそうですが、いろいろなものを念頭に置きながら、また検討をしていていただければなと思っております。

藤井委員長 ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わらせていただきます。

2 陳情の審査

藤井委員長 次に、陳情の審査に入りますが、今回は付託されておられませんので、御了承願います。

以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見ございませんか。——ないよ

うでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。